

基本的事項①(新規申請者)

◎事業実施期間

(現行)

令和2年2月26日(水)～令和2年10月31日(土)

※但し、団体が行うトライアル公演については、12月6日(日)まで延長が可能



(新規)

令和2年2月26日(水)～**令和3年2月28日(日)まで延長**

※団体が行うトライアル公演についても、令和3年2月28日(日)まで延長

◎申請期間

第1次募集：令和2年7月10日～令和2年7月31日

第2次募集：令和2年8月8日～令和2年8月28日

第3次募集：令和2年9月12日～令和2年9月30日

新規募集：令和2年11月25日(水) 10:00～

令和2年12月11日(金) 17:00(予定)

※受付は締切日まで常時行いますが、予算の上限に達し次第、募集を締め切りますのでご注意ください。

留意事項①

◎事業内容の主な変更点について

- ・ 個人及び任意団体についても交付決定額の50%を上限に概算払いできる。
- ・ 共同申請について団体のサポートを受けながら、個人のみで申請を行うことを可能とする。

基本的事項②(既申請者)

◎ 既申請者の取り扱いについて

・ 事業実施期間の延長に伴い、既申請計画の補助額が150万円以下である場合には、既申請計画の変更を認め、**差額分(10万円以上)を上限に、11月1日以降の計画として申請**を可能とする。

※ A-①(20万円以下)の申請を行った者について、補助額が合計20万円を超える場合は、A-②として申請することとします。

◎ 事業実施期間

令和2年11月1日(日)～令和3年2月28日(日)

I. 事業が終了し精算が終わっているもの

補助額上限：150万円から**交付済額**を引いた額を上限とする。

II. 交付決定後、精算が終わっていないもの

補助額上限：150万円から**交付決定額**を引いた額を上限とする。

III. 交付決定に至っていないもの

補助額上限：150万円から**申請額**を引いた額を上限とする。

◎ 申請期間

**新規募集：令和2年11月25日(水) 10:00～
令和2年12月11日(金) 17:00(予定)**

※受付は締切日まで常時行いますが、予算の上限に達し次第、募集を締め切りますのでご注意ください。

留意事項②

◎ 事業内容等の主な変更点について

・ **新たな申請において個人及び任意団体についても交付決定額の50%を上限に概算払い**できる。

・ **共同申請について**団体のサポートを受けながら、**個人のみで申請を行うことを可能**とする。

趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、舞台芸術等の活動自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体においては、今後、一層の感染対策を行いつつ、活動の再開に向けた準備を進める必要がある。そのため、文化芸術関係者・団体に対して、直面する課題を克服し、活動の継続に向けた積極的取組等に必要な経費を支援し、文化芸術の振興を図る。

対象となる者

◎文化芸術活動を行う以下の個人又は小規模団体（従業員おおむね20人以下）

- ・フリーランスを含む個人事業者（実演家、技術スタッフ等）
- ・社団・財団法人（一般・公益）等 ・任意団体
- ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）（※）
- ・特定非営利活動法人（※）

※文化芸術の公演・制作に直接携わることを目的とすることが、定款等及び活動実績により明らかな団体に限る。

- ◆施設の設置・管理を行う者は、文化施設の感染症防止対策事業の対象（一定の要件を満たす劇場、博物館等）以外は、本事業の対象となる。

※ライブハウス、ミニシアター等について、小規模事業者持続化補助金の対象となりうる者が運営している場合には、まずは商工会・商工会議所の窓口にご相談し、支援が受けられないことが明らかになった場合に、本事業への申請が可能。

対象となる条件

◎下記の状況にある文化芸術活動に携わること

- ①不特定多数に公開することによってチケット収入等をあげることを前提としたものであって
- ②新型コロナウイルス感染症によるイベント等の自粛によって大きな影響を受けるとともに、
- ③今後の再開に当たって、複数の者の参加が必要であったり、稽古が必要などの理由など何らかの事情により速やかな再開が困難（③-1）であったり、新型コロナウイルス感染拡大予防のために従来と同様の収入が確保できない可能性がある（③-2）などの事情がある活動

また、個人については、プロの実演家、技術スタッフ等であること、団体については、文化芸術活動の実施に当たって、構成員や個人に報酬を支払う団体であることが必要。

◎下記の分野を対象範囲として想定

- ・音楽、演劇、舞踊、映画・アニメーション
- ・コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- ・伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他）
- ・大衆芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他）

（・美術、写真、茶道・華道、書道、国民娯楽（囲碁・将棋・その他））

※個展の開催や対局の公開で収入を得るなど、条件①②③を満たす場合は対象

◎以下の取組を含む「活動計画」の実施に必要な経費を支援

- (1) 以下の①～③のいずれかの取組（複数可）
- ① 国内外の観客、参加者等の回復・開拓
 - ② 活動の継続・再開のための公演・制作方法等の検討・準備・実施
 - ③ 雇用契約の明文化等の経営・ガバナンスの近代化
- (2) (1)の取組と併せて行う、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに即した取組

◎補助の基本的考え方

上記(1)の経費 2/3又は3/4 (※1) + (2)の経費 定額 (※2)

※1 補助対象経費の1/6以上を、例えばICTを活用した集団練習等((1)②③に該当する事業)に充てる場合には3/4に引き上げ

※2 ただし、(1)の補助額が上限

◎補助の形態

活動継続・技能向上等支援A-①：標準的な取組を行うフリーランス等向け
上限額：20万円

活動継続・技能向上等支援A-②：より積極的な取組を行うフリーランス等向け
上限額：150万円(※)

活動継続・技能向上等支援B：小規模団体向け 上限額：150万円(※)

※(1) 上限100万円 + (2) 上限50万円

共同申請：小規模団体・個人事業者向け 上限額1500万円 (10者の場合)

※既申請者については上記「上限額」とは既申請と新規申請の合計額を示す(2枚目参照)

◎事業実施期間

令和2年2月26日(水)～令和3年2月28日(日)まで延長

◎申請期間

第1次募集：令和2年7月10日～令和2年7月31日

第2次募集：令和2年8月8日～令和2年8月28日

第3次募集：令和2年9月12日～令和2年9月30日

新規募集：令和2年11月25日(水) 10:00～

令和2年12月11日(金) 17:00(予定)

※受付は締切日まで常時行いますが、予算の上限に達し次第、募集を締め切りますのでご注意ください。

◎本事業の事務局（お問合わせ先）

独立行政法人日本芸術文化振興会

令和2年度「文化芸術活動の継続支援事業」事務局

〒105-8335 東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング 13階

【新規募集の問い合わせ】 0120-234-156 (フリーダイヤル)

【その他の問い合わせはこちら】 0120-620-147 (フリーダイヤル)

営業時間 10時30分～17時00分